

第78回環境美化運動

ゴミゼロを目指し市内全域で

5月26日(日)を中心に環境美化運動(ゴミゼロ運動)が県下で一斉に実施されます。

これにあわせて市内各地域でも『ポイ捨てをなくし 私たちのまちを私たちの手で美しく』を合言葉に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や空き地に投げ捨てられたビン・缶

の収集や、散乱ゴミの回収、草刈りなどが行われます。

また、駅前周辺では、商工会議所やボイスカウトなど諸団体による清掃や、花の種の配布など環境美化に関する啓発運動も行われます。快適で住みよい環境づくりにご協力をお願いします。

くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。



美しいふるさとづくりはみんなの力で

いずみ聖地公園の「返還」墓地

5月24日から10区画を受け付け開始

市では、いずみ聖地公園で返還された墓地10区画について、5月24日(金)から申し込みの受け付けを行います。なお、期間内の申し込みが募集区画数を超えた場合は抽選になります。

申し込み要領は次のとおりです。

- 申し込みができる人「住民基本台帳または外国人登録原票に登録され、市内に1年以上(5月1日現在)居住し、親族の焼骨と埋葬許可証を持っている人
- 申し込み場所「いずみ聖地公園管理事務所(東和泉655・☎36・2292)
- 申し込み方法「管理事務所に備え付けの用紙に必要事項を書いて同事務所へ
- 申込期間「5月24日(金)～26日(日)までの3日間
- 受付時間「午前9時～午後4時(26日は午後3時まで)
- 申込時に必要なもの「印鑑と埋葬許可証
- 募集区画数「4㎡芝生墓地8区

画と4㎡普通墓地2区画

- 区画の決定「募集区画数を超えた場合は抽選。抽選後、書類審査を行い、定められた区画番号順に使用区画を決定
- 抽選日と会場「5月26日(日)午後3時30分から・いずみ聖地公園管理事務所
- 料金の区分「墓地の使用にあたっては「永代使用料」と「管理料」を負担
- 永代使用料「31万6,000円～43万6,000円(墓地により使用料が違います)
- 管理料「芝生墓地は1年度分5,880円。6年度分前納は2万9,400円。普通墓地は1年度分3,360円。6年度分前納は1万6,800円(単年または6年度分前納のいずれかを選択)

くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

廃棄物の不法投棄

投棄現場を見かけたら市に通報を

廃棄物の不法投棄を防ぐため、

日中は、住民で作る不法投棄監視員と市の職員がパトロールにあたり、夜間は、民間の警備会社に委託し、24時間体制で不法投棄を監視しています。

市民のみなさんも、不法投棄を見つけたら、車のナンバーや現場の状況を市に連絡してください。市は、県や警察と連絡を取りながら、適切な処置を講じます。

不法投棄を未然に防ぐには、行政だけではなく地域住民や土地の所有者などの市民一人ひとりの監視の「目」が必要です。

不法投棄の通報などくわしくは環境対策課(☎20・1532)・印旛支庁県民環境課(☎043・483・1138)または県の「産廃110番」(☎043・223・3801)へ。

今月の納税

軽自動車税

納期...5月16日(木)～31日(金)

くわしくは税務課(☎20・1513)へ。

市税は必ず納期内に納めましょう。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 22日(水) 10時～3時

不動産相談 21日(火) 10時～正午

税務相談 21日(火) 10時～3時

外国人相談 23日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

28日(火) 9時～4時

市民よろず相談 18日(土) 1時～4時

会場 美郷台地区会館サークル室

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 6月13日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談 月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 6月4日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 16日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 6月13日(木) 2時～4時

場所 セントアンナ在宅介護センター

(☎35-6071)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 27日(月) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

気軽に要望や意見などを

5月20日(月)～26日(日)は「春季行政相談強調週間」です。

この週間は、国の行政に対する意見や要望を受けて、その解決や実現の促進を図る行政相談制度について、みなさんに広く知ってもらい利用していただくために全国的に行われるものです。

市では、この週間にちなみ、次のとおり「行政相談」を行います。

相談には総務大臣から行政相談委員として委嘱された、野平昭三さん(北羽鳥)と須藤誠子さん(郷部)が応じます。

国の行政について苦情や要望、意見がありましたら気軽に「相談



ください。なお、人権擁護委員による人権相談も開催しています。

春季行政相談

相談は無料で、秘密は厳守されます。

●期日 5月22日(水)

●時間 午前10時～午後3時

●会場 市役所2階201会議室
また、総務省千葉行政評価事務所行政相談課(千葉市中央区中央港1-11-3・行政相談室110番043-244-1100)

でも土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで行政相談を受け付けています。FAX(043-244-9829)、インターネット(ホームページ: <http://www.soumu.go.jp/kansatu/tizu.htm>)でも常時行政相談を受け付けています。

くわしくは市民相談所(☎20-1507)へ。

国民年金

保険料免除の申請はお済みですか

国民年金には、事故や病気などで働くことができず、収入が少ない場合に、本人の申請により保険料を免除する制度(全額・半額免除および学生納付特例)がありますが、これを利用するには、毎年申請が必要となります。

承認期間および申請方法は次のとおりです。

●免除承認期間

保険料の全額・半額免除

全額・半額免除の承認期間が平成14年度から7月から翌年6月までの1年間に変更となります。なお、平成14年度だけは、4月から15年6月までの15カ月になります。

す。

学生納付特例制度

学生納付特例の承認期間は、現行どおり4月から翌年3月までです。

●申請に必要なもの

全額・半額・学生納付特例いずれの場合も、年金手帳、転入者は所得および控除額を証明できる書類、印鑑(本人が署名する場合は不要)。ただし、学生納付特例については学生証も必要となりますので注意してください。

免除の承認期間は、申請を受け付けた月の前月からとなりますので、4月から承認を受けようとする人は、5月31日までに市保険年金課窓口へ申請してください。くわしくは同課(☎20-1526)へ。